

◎企業立地促進法に係る優遇制度

(1) 企業立地促進法に基づく申請・承認

岡山県と27市町村は共同して、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（通称：企業立地促進法）に基づく基本計画を策定し、平成25年4月1日に国の同意を受けている。

この基本計画に基づいて実施する「企業立地計画」、「事業高度化計画」に対しては、税制上の優遇や公庫の低利融資等が受けられる。

<基本計画の概要>

ア 計画期間

平成25年4月1日から平成30年3月31日

イ 集積区域（27市町村） 集積区域面積（110,360ha）

岡山市，倉敷市，津山市，玉野市，笠岡市，井原市，総社市，高梁市，新見市，備前市，瀬戸内市，赤磐市，真庭市，美作市，浅口市，和気町，早島町，里庄町，矢掛町，新庄村，鏡野町，勝央町，奈義町，西粟倉村，久米南町，美咲町，吉備中央町

ただし，上記市町村の全域ではなく，地理的条件等により企業立地に適する地域のみが集積区域として指定されている。

ウ 集積業種

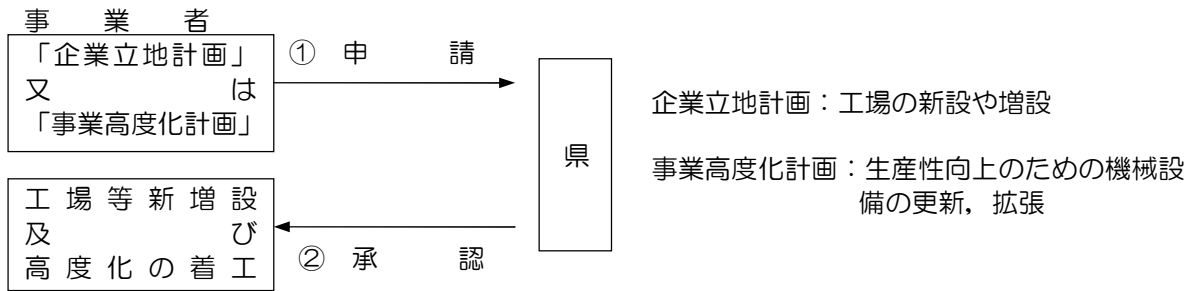
集積業種として日本標準産業分類中分類（旧分類）で次の20業種を指定している。

09 食料品製造業	10 飲料・たばこ・飼料製造業	11 繊維工業
12 木材・木製品製造業	13 家具・装備品製造業	14 パルプ・紙・紙加工品製造業
16 化学工業	18 プラスチック製品製造業	19 ゴム製品製造業
21 窯業・土石製品製造業	22 鉄鋼業	23 非鉄金属製造業
24 金属製品製造業	25 はん用機械器具製造業	26 生産用機械器具製造業
27 業務用機械器具製造業	28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	29 電気機械器具製造業
30 情報通信機械器具製造業	31 輸送用機械器具製造業	

(2) 事業者への優遇措置

<申請の流れ>

基本計画で指定する集積区域において，工場の新設や増設，機械設備の更新などを予定している企業が「企業立地計画」又は「事業高度化計画」を作成し，知事の承認を受けた場合は，税制上の優遇措置や日本政策金融公庫の超低金利融資制度の利用などの支援が受けられる。



<承認によって受けられる支援>

①「企業立地計画」の承認によって受けられる支援

ア 固定資産税（市町村）の減免

過疎法等の優遇措置から外れていた地域においても、税の優遇措置を受けることが可能

a 適用要件

- 1) 立地する市町村が減免条例を制定
- 2) 家屋又は構築物を構成する減価償却資産及び敷地である土地の取得価額の合計額が2億円超
- 3) 土地については取得日から1年以内に建物の建設に着手

b 支援措置

家屋・構築物・土地に係る固定資産税の減免

イ 中小企業信用保険の特例

a 支援措置

一般保証（限度額2億8,000万円）とは別枠で特別保証（限度額2億8,000万円）の利用が可能

ウ 日本政策金融公庫（中小企業、国民生活）による超低利融資制度の利用が可能

a 支援措置

中小企業事業の場合→適応金利：特別金利①②③

②「事業高度化計画」の承認によって受けられる支援

ア 中小企業信用保険の特例

a 支援措置

一般保証（限度額2億8,000万円）とは別枠で特別保証（限度額2億8,000万円）の利用が可能

イ 日本政策金融公庫（中小企業、国民生活）による超低利融資制度の利用が可能

a 支援措置

中小企業事業の場合→適応金利：特別金利①②③

〈参考〉

○「新製品」・「新商品」とは、

- (i) 当該設備の設置以前には、当該事業者が反復継続的に提供（量産提供）していなかった製品・商品又は、
- (ii) 当該事業者にとって新たな原材料や生産加工技術の適用により、従来の製品・商品と比べて性能が向上すること（性能を示す定量指数（例えば、集積回路の集積度、燃費等）が、当該事業者が従来提供していたものに比べて10%以上向上すること）又は用途若しくは販路等が異なる製品・商品のことをいう。

○「生産性の向上」とは、

労働生産性（労働者1人当たりの生産性。物的労働生産性と価値労働生産性のいずれか）が当該企業の従来設備と比べて10%以上向上することをいう。

（労働生産性の算出）

- ・ 物的労働生産性＝生産数量÷従業員数
- ・ 価値労働生産性＝生産額÷従業員数